

石巻市創業支援補助金 チェックリスト

この資料は、あなたの事業が、「石巻市創業支援補助金」の対象になるかどうかを確認するためのものです。また、申請にあたって確認していただきたいことを記載しています。下記の各項目を確認し、要件を満たす場合は、左側の空欄にチェックをしてください。【※他の条件により、対象にならないことがあります。】

※下記は概要です。申請の際は、石巻市ホームページと「石巻市創業支援補助金募集要領」を必ずご確認ください。
 ※石巻市創業支援補助金の申請時に、このチェックリストを記入のうえ、提出してください。

| 申請者名 | 事業所所在地(予定地) |
|--|-------------|
| 私は、下記の確認事項について要件を満たしており、事実と相違ありません。 | |
| ☑ 1 対象者…以下の要件を全て満たす方が対象です。 | |
| 申請日を基準とし、創業(第二創業)から1年を経過していない者、もしくは創業(第二創業)予定の者であること。 | |
| 次のいずれかに該当すること。 ・ 個人事業主の場合、石巻市内に主たる事業所を置き(予定含む)、かつ石巻市民であること。 ・ 法人の場合、石巻市内に本店または主たる事務所を置いていること(予定含む。) | |
| 補助金交付決定日から1年以内までに創業(第二創業)を完了できる者 | |
| 特定創業支援事業の支援を受け、証明書(もしくはそれに準ずると市長が認めたもの)の写しを提出できる者(第二創業を除く) | |
| 大企業又はその役員から50%以上の出資を受けている者等の「みなし大企業」ではないこと。 | |
| 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の規定により許可又は届出を要する事業ではないこと。 | |
| 暴力団若しくは暴力団員と密接な関係がないこと。 | |
| 本補助金の補助対象経費と同一の経費を交付の対象とする国県市の他の補助金を受けていない、または受ける予定ではないこと。また、過去に本補助金の交付を受けていないこと。 | |
| 市税及び国民健康保険税の滞納がないこと。 | |
| ☑ 2 補助対象経費について…以下の要件を全て満たすものが対象です。 | |
| 使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費(汎用性のある備品は対象外) | |
| 交付決定日以降の契約・発注により発生した経費 | |
| 証拠書類等によって金額及び支払等が確認できる経費 | |
| 仮設又は臨時の店舗等ではなく、恒常的に設置する事業所であること。 | |
| 住居兼用の場合、事業所部分を契約上確認出来ること(応募者本人又は三親等以内の親族が所有する不動産等にかかる店舗借入費は対象外)。 | |
| 補助対象となる経費、ならない経費の主なものについて、募集要項を確認しました。 | |
| ☑ 3 注意事項…本補助金の申請にあたり、以下の項目について承諾していただきます。 | |
| 申請時点で、購入備品や事業所の改修内容やホームページ作成費用などの見積書等の取得が必要です。 ・ 明細書必要、消費税抜きの金額がわかるもの、実施年度別に金額がわかるもの ※申請日前に契約(従業員の雇用契約や事業所の賃貸借契約を除く)、発注した経費は補助対象となりません。 | |
| 事業計画書等による事業内容の審査があります。審査結果の内容については一切お答えできません。 ※審査の結果、交付決定を受けた場合のみ、補助金が交付されます。 | |
| 補助金交付までの資金の確保が必要です。 ⇒本補助金は、精算払いです。補助対象経費をご自身で支払った後、年度末(3月)に市に実績報告書を提出し、市による確認のうえ、補助金が支払われます。交付決定額の残額がある場合は、翌年度の事業完了日後に補助金が支払われます。 | |
| 支払い証拠書類などが揃わない場合、補助金は交付されません。 | |
| 申請時まで創業支援等事業者による「特定創業支援等事業※」を受け、市から証明書の交付を受ける必要があります。 ※特定創業支援等事業とは、支援機関による経営、財務、人材育成、販路開拓等の知識が身につく継続的な相談、セミナー等のことです。詳しくは石巻市ホームページ等でご確認ください。 | |
| 事業が完了してから5年間、年に1回程度、事業の進捗状況について石巻市に報告が必要です。 | |
| 補助事業で取得した財産で取得価格が1件当たり5万円以上のものについては、事業終了後も一定期間において、その処分等につき、本市の承認を受ける必要があります。 | |
| 承認後の処分等により、収入があった場合は、補助金を返還していただくことがあります。 | |
| 未創業者の場合、交付決定日から1年以内に創業・第二創業を開始する必要があります。 | |